

令和3年8月2日  
不動産・建設経済局建設業課

建設業法改正(令和2年10月1日施行)後初の下請取引等の実態を調査し、  
建設工事における取引の適正化を目指します  
～18,000業者に令和3年度下請取引等実態調査を実施～

国土交通省及び中小企業庁では、建設業法の規定に基づき、建設工事における下請取引の適正化を図るため、下請取引等実態調査を毎年実施しています。

令和3年度調査では、令和2年10月1日に施行された改正建設業法に伴い、調査内容の見直しを行いました。今年度も全国の18,000の建設業者を対象に下請取引の実態を調査します。調査の結果、建設業法令違反行為等が判明すれば指導等を行います。

1. 調査対象業者

大臣許可建設業者 2,250業者  
知事許可建設業者 15,750業者

2. 調査方法

郵送による書面調査

3. 調査期間

令和3年8月2日から令和3年9月10日

4. 調査内容

元請負人と下請負人の間及び発注者(施主)と元請負人の間の取引の実態等、  
見積方法(法定福利費、労務費、工期)の状況、  
約束手形の期間短縮や電子化の状況、  
技能労働者への賃金支払状況 等

詳細は、国土交通省 HP ([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000190.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000190.html))を参照してください。

(問い合わせ先)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 建設業適正取引推進指導室

専門調査官 宇賀山(内線24718) TEL:03-5253-8111(代表)、03-5253-8362(直通)

許可係 伊藤(内線24727) FAX:03-5253-1553

# 下請取引等実態調査(S54~)

- 建設工事における元請負人と下請負人との間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為等を行っている建設業者に対して指導等を実施

## 令和3年度調査概要

- ◇調査対象：全国の建設業者 18,000業者（大臣許可 2,250業者、知事許可 15,750業者）
- ◇調査方法：郵送による書面調査
- ◇調査期間：令和3年8月2日から令和3年9月10日
- ◇調査内容：
  - ・下請負人との見積方法（提示内容、期間、法定福利費、労務費、工期）の状況
  - ・下請契約（追加・変更契約を含む。）の締結方法の状況
  - ・下請代金の支払期間・方法の状況
  - ・発注者による元請負人へのしわ寄せの状況
  - ・元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況
  - ・約束手形の期間短縮や電子化の状況
  - ・技能労働者への賃金支払状況 など

※元請負人と下請負人の取引は、いわゆる元請負人と1次下請との間の取引のみではなく、2次と3次、3次と4次等の取引も含む

## 調査後の措置



- ・建設業法令違反行為等を行っている建設業者に対して指導票を送付し、是正措置を講ずるよう指導
- ・未回答業者や、建設業法令違反等があり、特に必要がある場合には、許可行政庁による立入検査等の端緒情報として活用



建設工事における下請取引の適正化等